

平成 30 年 9 月 18 日

東北経済産業局

## 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見を募集します

東北経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 2 項の規定に基づく旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定解除に対する意見を平成 30 年 9 月 18 日から平成 30 年 10 月 17 日まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

### 1. 概要

東北経済産業局は、平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点(旧簡易ガス団地)を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制等を課しております(改正法附則第 28 条第 5 項の規定に基づく指定)。

今般、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則(平成 29 年経済産業省令第 16 号)附則第 4 条の規定に基づく報告があり、指定の事由がなくなったと認める別添の指定旧供給地点について同法第 2 項の規定に基づき指定を解除しようとするものです。

### 2. 意見募集期間

平成 30 年 9 月 18 日(火曜日)～平成 30 年 10 月 17 日(水曜日)

### 3. 資料の入手・意見提出方法

資料の入手・意見提出方法等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(電子政府の窓口(e-Gov)のウェブサイト)

旧簡易ガスみなし小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218033&Mode=0>

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局電力・ガス事業課長 松田 吉紀

担当者: 後藤、戸浪、阿部 電話:022-221-4941(直通)

別添

通し 番号	事業者名	団地名	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア<50%)に該当するか	②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≦他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア)に 該当するか					備考		
						旧簡易ガス供給 採用件数	他燃料採用件数	判定結果					
1	株式会社ミツウロコヴェッセル東北 (法人番号6390001004641)	梅ヶ丘団地	福島県	いわき市	×	71.8%	○	0.0	7.0	0.0000	≦	9.7541	適正な競争関係 が確保されている と評価できる。